

平成 30 年 5 月 11 日
(FAX)

特定健診・特定保健指導実施機関の長 様

滋賀県医師会
会長 越 智 眞 一
(公印省略)

被用者保険における特定健診の詳細項目

「血清クレアチニン及び e G F R」検査の取扱い等について（ご連絡）

平素は、本会事業の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 4 月以降の特定健診等の実施にかかる変更箇所及び請求手続きについては去る 4 月 1 2 日の説明会でご説明させていただいたところですが、その後、多くの医療機関から標記の取扱いについてご質問が寄せられました。

つきましては、今般、被用者保険代表保険者等と再調整をいたしまして、下記のとおり取扱うことにいたしましたので、何卒ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

【1】被用者保険の受診者に対するクレアチニン検査（詳細項目）の取扱い

〔説明会では、被用者保険においても（総合的な判断のうえ）全件一律に実施する方向ですすんでいるとご説明した部分です。〕

本年度は、次のとおり取扱い願います。

○採血日に血糖が把握できる健診実施機関は、血圧または血糖の基準値を元に、医師の判断により詳細項目として実施してください。

○採血日に血圧のみしか把握できない健診実施機関は、血圧が基準値に該当した場合に、医師の判断により詳細項目として実施してください。

（全件一律には実施しないでください。後日、血糖が基準値に該当することが判明しても、集合契約上、未測定を理由に保険者から指摘を受けることはありません。）

（関連質問①）

Q. 判断に用いる血圧値とは平均値ですか？

A. 血圧を 2 回以上測定した場合、どの値を用いるかの制約はありません。
医師の判断で実施してください。

（関連質問②）

Q. 被用者保険の方で、血圧のみから血清クレアチニンを実施しないと判断した場合で、後日、血糖が基準に該当することが判明しても、血清クレアチニンは測定してもらえないのですか？

A. 被用者保険の特定健診では、対応できません。結果説明後、必要に応じて保険診療で行うこととなります。

(関連質問③)

- Q. 被用者保険の方で、血圧で詳細項目の基準に該当して血清クレアチニンを測定し、かつ空腹時で血糖を測定した場合、血液検査会社へのオーダー時には、生化学8項目となり、+6点の保険点数となりますが、血液検査会社への支払額が増えるのですか？
- A. 血液検査会社への支払額は増えます。(診療報酬点数に準じて変動します。)

【2】被用者保険の受診者に対する血糖検査の取扱い

血糖検査は、空腹時血糖またはHbA1cのいずれかの測定が原則です。食後3.5時間以上10時間未満の場合においても、基本的には、随時血糖ではなくHbA1cを測定し、食後3.5時間未満の場合はHbA1cを測定してください。

なお、「やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定せず、随時血糖を測定する場合」とは、HbA1cの最近の検査結果が明らかで、健診においてHbA1c検査を行う必要がないと判断される者が、食事を摂取した上で健診を受診し、食直後を除く空腹時以外に採血を行う場合などが想定されます。

やむを得ず随時血糖を測定した場合は、滋賀県方式の実施機関においては、OCR受診票の食後時間の「3.5時間以上10時間未満」の欄にチェックを入れてください。

～ ご注意ください ～

1. 動機付け支援のみを受託する保健指導実施機関における健診当日初回面接の取扱いについて

動機付け支援のみ受託する保健指導実施機関では、採血日に積極的支援か動機付け支援かの判断ができないため、

- ①市町国保では、健診結果がすべて揃い、動機付け支援の対象と確認できた場合に、結果説明日に初回面接を実施することになります。
- ②被用者保険では、原則、受診者に結果通知表を郵送により結果説明を行うことになっており、セット券により健診当日初回面接を実施することはできません。動機付け支援のみ受託の保健指導実施機関において、被用者保険の対象者に対して特定保健指導を実施する場合には「特定保健指導利用券」が必要です。

2. 協会けんぽ発行の受診券について

協会けんぽは、対象者に「特定健康診査受診券(セット券)」を発行されましたが、今年度は健診当日初回面接の委託はありません。健診のみ実施してください。

3. 市町国保の特定健康診査受診券について

湖南市、彦根市、豊郷町の受診券について、国保連合会システムプログラムの誤りにより、眼底検査の「実施基準該当者」欄の表示が、本来「△」(該当・非該当か不明)と表示する方に「―」(非該当)と表示されており、受診券の券面から前年度の健診受診の有無が判断できないとのことです。(※前年度の健診結果から眼底検査の実施基準に該当した方には「○」(該当)が表示されています。)

つきましては、湖南市、彦根市、豊郷町の方の受診券の眼底検査の「実施基準該当者」欄が「△」または「―」と表示されている場合は、今年度の血圧または血糖の結果を確認のうえ、医師の判断で眼底検査を実施くださいますようお願いいたします。